

# 旅 客 営 業 規 則

2025年4月1日改訂

I R いしかわ鉄道株式会社

# 目 次

## 第 1 編 総 則

第 1 条	この規則の目的	-----	1
第 2 条	適用範囲	-----	1
第 3 条	用語の意義	-----	1
第 4 条	消費税等の課税及び免税	-----	1
第 5 条	運賃等前払の原則	-----	1
第 6 条	契約の成立時期及び適用規定	-----	2
第 7 条	旅客の運送等の制限又は停止	-----	2
第 8 条	運行不能の場合の取扱い	-----	2
第 9 条	営業キロの端数計算方法	-----	2
第10条	期間の計算方法	-----	2
第11条	乗車券類等に対する証明	-----	2
第12条	旅客等の提示又は提出する書類	-----	3

## 第 2 編 旅客営業

### 第 1 章 通 則

第13条	乗車券類の購入及び所持	-----	3
第14条	営業キロ	-----	3
第15条	駅員無配置駅の旅客の取扱い	-----	3

### 第 2 章 乗車券類の発売

#### 第 1 節 通 則

第16条	乗車券類の種類	-----	4
------	---------	-------	---

第17条	乗車券類の発売箇所及び発売方法	-----	4
第18条	乗車券類の発売範囲	-----	4
第19条	乗車券類の発売日	-----	5
第20条	乗車券類の発売時間及び発売区間	-----	5
第21条	特別の乗車券類の発売	-----	5
第22条	割引乗車券類の発売の制限	-----	5
第23条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	-----	6
第24条	割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	-----	6

## 第2節 普通乗車券の発売

第25条	普通乗車券の発売	-----	6
------	----------	-------	---

## 第3節 定期乗車券の発売

第26条	通勤定期乗車券の発売	-----	6
第27条	通学定期乗車券の発売	-----	7
第28条	定期乗車券の一括発売	-----	7

## 第4節 回数乗車券の発売

第29条	回数乗車券の発売	-----	7
------	----------	-------	---

## 第5節 団体乗車券の発売

第30条	団体乗車券の発売	-----	8
第31条	団体旅客運送の申込	-----	8
第32条	団体旅客運送の引受	-----	9
第33条	責任人員及び保証金	-----	9
第34条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	-----	10
第35条	団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等	-----	10

## 第3章 旅客運賃・料金

### 第1節 通則

第36条	旅客運賃・料金の種類	-----	1 1
第37条	旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方	-----	1 2
第38条	旅客の区分及びその旅客運賃・料金	-----	1 2
第39条	小児の旅客運賃・料金	-----	1 2
第40条	割引の旅客運賃・料金	-----	1 2
第41条	旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止	-----	1 3
第42条	旅客運賃・料金の概算収受	-----	1 3

### 第2節 普通旅客運賃

第43条	大人片道普通旅客運賃	-----	1 3
第44条	乗継割引普通旅客運賃	-----	1 3
第45条	往復普通旅客運賃	-----	1 3

### 第3節 定期旅客運賃

第46条	大人定期旅客運賃	-----	1 4
第47条	小児定期旅客運賃	-----	1 4
第48条	割引定期旅客運賃	-----	1 4
第49条	乗継割引定期旅客運賃	-----	1 4
第50条	端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	-----	1 4

### 第4節 回数旅客運賃

第51条	回数旅客運賃	-----	1 4
------	--------	-------	-----

## 第5節 団体旅客運賃

第52条	団体旅客運賃	-----	15
第53条	団体旅客運賃の計算方法	-----	15
第54条	実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	-----	16
第55条	団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算	-----	16

## 第4章 乗車券類の効力

### 第1節 通則

第56条	乗車券類の使用条件	-----	17
第57条	乗車券類の効力の特例	-----	17
第58条	券面表示事項が不明又は不備の乗車券類	-----	17
第59条	不乗区間に対する取扱い	-----	17
第60条	有効期間の起算日	-----	17
第61条	小児用乗車券類の効力の特例	-----	18
第62条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い	-----	18

### 第2節 乗車券類の効力

第63条	有効期間	-----	18
第64条	継続乗車	-----	18
第65条	途中下車	-----	18
第66条	回数乗車券の同時使用	-----	19
第67条	改氏名の場合の定期乗車券の書替	-----	19
第68条	乗車券が前途無効となる場合	-----	19
第69条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	-----	19
第70条	定期乗車券が無効となる場合	-----	20
第71条	通学定期乗車券等の効力	-----	21

## 第5章 乗車券類の様式

### 第1節 通則

第72条	乗車券類の表示事項	-----	23
第73条	乗車券類の様式の変更	-----	23
第74条	字模様の印刷	-----	23
第75条	乗車券類の駅名等の表示方法	-----	23
第76条	旅客運賃の割引等に対する表示	-----	23

### 第2節 乗車券の様式

#### 第1款 普通乗車券の様式

第77条	片道乗車券の様式	-----	24
第78条	往復乗車券の様式	-----	25

#### 第2款 定期乗車券の様式

第79条	定期乗車券の様式	-----	26
------	----------	-------	----

#### 第3款 回数乗車券の様式

第80条	回数乗車券の様式	-----	27
------	----------	-------	----

#### 第4款 団体乗車券の様式

第81条	団体乗車券の様式	-----	28
------	----------	-------	----

### 第3節 特別補充券の様式

第82条	特別補充券の発行	-----	30
第83条	特別補充券の様式	-----	30

## 第6章 乗車券類の改札及び引渡し

### 第1節 通則

第84条	乗車券類の改札	-----	31
第85条	乗車券類の引渡し	-----	31

### 第2節 乗車券の改札及び引渡し

第86条	普通乗車券の改札及び引渡し	-----	31
第87条	定期乗車券の改札及び引渡し	-----	31
第88条	回数乗車券の改札及び引渡し	-----	31
第89条	団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し	-----	31

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通則

第90条	乗車変更等の取扱箇所	-----	32
第91条	払いもどし請求権行使の期限	-----	32
第92条	乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の 収受又は払いもどしをする場合の既収額	-----	32

## 第2節 乗車変更の取扱い

### 第1款 通則

第93条	乗車変更の種類	-----	3 2
第94条	乗車変更の取扱範囲	-----	3 3
第95条	割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	-----	3 3
第96条	乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	-----	3 3
第97条	別途乗車	-----	3 3

### 第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

第98条	乗車券変更	-----	3 3
------	-------	-------	-----

### 第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

第99条	区間変更	-----	3 4
第100条	団体乗車券変更	-----	3 4

## 第3節 旅客の特殊取扱

### 第1款 通則

第101条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	-----	3 4
第102条	旅客運賃の払いもどしをしない場合	-----	3 4
第103条	払いもどし手数料	-----	3 5



## 第2款 乗車券類の無札及び無効

第104条	乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受	-----	3 5
第105条	定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の收受	-----	3 5
第106条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃等の計算方法	-----	3 6
第107条	料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金の收受	-----	3 6

## 第3款 乗車券類の紛失

第108条	乗車券類紛失の場合の取扱い	-----	3 6
第109条	再收受した旅客運賃・料金の払いもどし	-----	3 6
第110条	団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い	-----	3 7

## 第4款 任意による旅行の取りやめ

第111条	旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし	-----	3 7
第112条	旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし	-----	3 7
第113条	旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし	-----	3 7
第114条	旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし	-----	3 7
第115条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	-----	3 8
第116条	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	-----	3 8
第117条	旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし	-----	3 8
第118条	傷い疾病等の場合の証明	-----	3 9
第119条	有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例	-----	3 9

## 第5款 運行不能及び遅延

第120条	列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い	-----	3 9
第121条	旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし	-----	4 0
第122条	有効期間の延長	-----	4 0
第123条	無賃送還の取扱い	-----	4 1
第124条	旅客運賃・料金の払いもどし駅	-----	4 1
第125条	不通区間の別途旅行の取扱い	-----	4 1
第126条	定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし	-----	4 1

## 第6款 誤乗及び誤購入

第127条	誤乗区間の無賃送還	-----	4 2
第128条	誤乗区間無賃送還の取扱い	-----	4 2
第129条	乗車券類の誤購入の場合の取扱い	-----	4 2

## 第8章 入場券

第130条	入場券の発売	-----	4 3
第131条	入場券の種類及び料金	-----	4 3
第132条	入場券の効力	-----	4 3
第133条	入場券が無効となる場合	-----	4 3
第134条	入場券の様式	-----	4 4
第135条	入場券の改札及び引渡し	-----	4 4
第136条	無札入場者	-----	4 4
第137条	入場料金の払いもどし	-----	4 5

## 第9章 手回り品

第138条	手回り品及び持込禁制品	-----	4 5
第139条	無料手回り品	-----	4 5
第140条	有料手回り品及び手回り品料金	-----	4 6
第141条	持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	-----	4 6
第142条	手回り品の保管	-----	4 6
別表1	駅間営業キロ	-----	4 7
別表2	旅客運賃（営業キロ別運賃、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、 通学定期旅客運賃）	-----	4 8
別表3	割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等	-----	5 4
別表4	危険品	-----	5 7

## 第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、IRいしかわ鉄道株式会社（以下「当社」という。）における旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売（以下これらを「旅客運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線に係る旅客運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。ただし、乗車券類の取扱いについていう場合は、駅員を配置している時間帯における停車場をいう。
- (3)「駅員無配置駅」とは、駅員を配置していない駅をいう。
- (4)「列車」とは、旅客運送を行う列車をいう。
- (5)「運賃等」とは、運賃及び旅客運送等に係る料金をいう。
- (6)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合においては、その列車に乗車することをいう。
- (7)「旅客会社線」とは、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社の経営する鉄道線をいう。

(消費税等の課税及び免税)

第4条 この規則に規定する運賃等については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

- 2 消費税等が免除される場合の運賃等は前項の額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

(運賃等前払の原則)

第5条 旅客等が旅客運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は現金をもって、所定の運賃等を提供するものとする。ただし、当社が特に認める場合は、小切手、定額小為替証書、普通為替証書又は払出証書、クレジットカード等によっても支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃等を支払い、乗車券類及び入場券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをする場合を除き、当該契約が成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車等の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、不通区間内の駅が着駅となる旅客又は不通区間を通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、乗車券類を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方法)

第9条 営業キロを計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方法)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提示又は提出する書類)

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンにより記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通則

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅（自動券売機設置駅を除く。）から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ)

第14条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合においては、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表1に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客が乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行うものとする。

## 第2章 乗車券類の発売

### 第1節 通則

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- ア 普通乗車券 { 片道乗車券  
往復乗車券
- イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)  
通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)
- ウ 乗継割引普通乗車券 { 乗継割引片道乗車券  
乗継割引往復乗車券
- エ 乗継割引定期乗車券 { 乗継割引通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)  
乗継割引通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)
- オ 普通回数乗車券
- カ 団体乗車券

(2) 特殊割引乗車券

(3) 企画乗車券

(4) 特急料金券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第17条 乗車券類は、駅において、係員又は自動券売機により発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 旅客が乗車券類を所持しないで乗車した場合には、当該列車内において乗車券類を発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第18条 駅において発売する乗車券類は、当該駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、他の駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、回数乗車券を当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
- (2) 定期乗車券及び団体乗車券を発売する場合
- (3) 当社が特に認めた場合

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車についても有効な普通乗車券を発売することがある。

#### (乗車券類の発売日)

第19条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

- (1) 定期乗車券 有効期間の開始日の14日前から発売する。
- (2) 団体乗車券 運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。

#### (乗車券類の発売時間及び発売区間)

第20条 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。
- (3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。

#### (特別の乗車券類の発売)

第21条 当社が特に必要と認める場合においては、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、回数乗車券、団体乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券を発売する場合は、旅客が特定される場合を除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係駅に掲示する。

#### (割引乗車券類の発売の制限)

第22条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第23条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは第71条に規定する通学証明書又は第71条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させた場合には、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第24条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
  - (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
  - (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
  - (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
  - (5) 記名人以外の者が使用したとき。
- 2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。
- (1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
  - (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

## 第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第25条 旅客が、列車に乗車する場合においては、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

- (1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。
- (2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

## 第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第26条 旅客が、区間を同じくして乗車する場合において、別に定める定期乗車券購入申込書に必要事



項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月間有効の通勤定期乗車券を発売する。

(通学定期乗車券の発売)

第27条 西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第2条に規定する施設（以下「指定学校」という。）の学生（第40条第4項別表3に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、通学のため区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において必要事項を記入して発行した別に定める通学証明書を提出したとき又は第71条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間について、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- 2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 3 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合において、当社が必要と認めたときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第28条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定にする必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することがある。

## 第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第29条 旅客が、当社線の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の回数乗車券を発売する。

- 2 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、前項に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学

校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

## 第5節 団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）

第30条 一団となった旅客の全員が、発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

- (1) 学生団体（以下「学生等」という。）が8人以上とその付添人、当該学校等施設の教職員（嘱託の医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又は同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等施設の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

ア 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童

- (2) 普通団体 前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

2 前項第1号に規定する付添人は、大人とし、次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

- (1) 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
- (2) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

3 第1項第1号に規定する旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

4 旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。

（団体旅客運送の申込）

第31条 第30条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した別に定める団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。また、運輸上支障がないと認められる場合

は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

- (1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の8箇月前の日から2箇月前の日まで。
- (2) 前項以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の6箇月前の日から14日前の日まで。

2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に掲げる団体区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学生団体 市町村教育委員会の教育長又は学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。
- (2) 普通団体 当該団体の代表者、申込責任者又は旅行業者

#### （団体旅客運送の引受）

第32条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合においては、運輸上支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車する列車を指定して運送の引受けをする。
- 3 前条の規定によって提出された団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付する。

#### （責任人員及び保証金）

第33条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として運送の引受けを行う。

- (1) 臨時列車の設定又は客車を増結して運送する団体
- (2) その他当社が特別の手配をして運送する団体

2 前項の規定による責任人員は、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客の場合にあつては、それぞれの申込人員）の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の端数が生じたときは、大人と小児とをそれぞれに切り捨てた人員。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際の乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件とするものとする。

3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件として、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。

- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、

その期日までに納付しない場合においては、当該団体旅客運送の申込みを取消したものとみなす。

- (2) 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
- (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当する。この場合において、保証金が団体旅客運賃を上回る場合にあっては、その上回る額は返還しない。
- (4) 納付された保証金には、利子を附さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第34条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第35条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。

ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合においては、当該団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第33条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
  - (1) 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合は、次による。
    - ア 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これらを変更する。
    - イ ア 以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。
  - (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合を除き、すでに収受した保証金を返還しない。
- 3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

## 第3章 旅客運賃・料金

### 第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第36条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- ア 普通旅客運賃
  - 片道普通旅客運賃
  - 往復普通旅客運賃
- イ 定期旅客運賃
  - 通勤定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
  - 通学定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
- ウ 乗継普通旅客運賃
  - 乗継片道普通旅客運賃
  - 乗継往復普通旅客運賃
- エ 乗継定期旅客運賃
  - 乗継通勤定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
  - 乗継通学定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
- オ 普通回数旅客運賃
- カ 団体旅客運賃
- キ 特殊割引旅客運賃
  - (ア) 被救護者割引普通旅客運賃
  - (イ) 身体障害者割引普通旅客運賃
  - (ウ) 身体障害者割引定期旅客運賃
  - (エ) 身体障害者割引回数旅客運賃
  - (オ) 知的障害者割引普通旅客運賃
  - (カ) 知的障害者割引定期旅客運賃
  - (キ) 知的障害者割引回数旅客運賃
  - (ク) 精神障害者割引普通旅客運賃
  - (ケ) 精神障害者割引定期旅客運賃
  - (コ) 精神障害者割引回数旅客運賃
  - (ク) 特定者用割引定期旅客運賃

ク 小児旅客運賃

小児の旅客運賃は、前項アからカ及びキの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(キ)、(ク)、(コ)について設定する。

(2) 特急料金

(旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方)

第37条 営業キロを使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、線路が同一方向に連続する場合に限り、発着区間の営業キロを通算して計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第38条 旅客運賃・料金は、次の各号に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃・料金を収受する。

(1) 大人 12才以上の者

(2) 小児 6才以上12才未満の者

ただし、12才以上13才未満の小学生の児童は、小児として取り扱う。

(3) 幼児 1才以上6才未満の者

ただし、6才以上7才未満の小学校前の小児は、幼児として取り扱う。

(4) 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合には、これを小児とみなし旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。ただし、随伴されて旅行する場合で、運輸上支障がないと認められるときは、団体旅客1人について幼児1人を随伴することができる。

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第39条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は料金の2分の1の額とし、10円未満の端数を切り下げて10円単位とした額(以下この方法を「端数計算」という。)とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第40条 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人又は小児の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて端数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとに前号の規定によって計算した運賃の合計

とする。

- 3 前各号の取扱いは、第44条に規定する乗継割引普通旅客運賃及び第49条に規定する乗継割引定期旅客運賃に対しても適用する。
- 4 割引の旅客運賃・料金の種類、発売条件及び割引率等は、別表3のとおりとする。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第41条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

(旅客運賃・料金の概算收受)

第42条 車内において旅客運賃・料金を收受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を收受することがある。  
2 前項の規定によって收受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

## 第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第43条 大人片道普通旅客運賃は、次の各号による額とする。

(1) 大人片道普通旅客運賃

別表2に定めた額とする。

(2) 小児、幼児、乳児の旅客運賃

小児の運賃は、大人片道普通旅客運賃（乗継割引普通旅客運賃を含む。）を折半し、端数計算した額とする。

幼児及び乳児の運賃は、小児とみなす場合を除き無賃とする。

(乗継割引普通旅客運賃)

第44条 旅客が当社線と旅客会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引普通旅客運賃を設定する。

(往復普通旅客運賃)

第45条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

### 第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第46条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通勤定期旅客運賃

別表2に定めた額とする。

(2) 通学定期旅客運賃

別表2に定めた額とする。

(小児定期旅客運賃)

第47条 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

(割引定期旅客運賃)

第48条 次の各号による生徒に対しては、大人通学定期旅客運賃から次の割引を行う。

(1) 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒 1割引

(2) 中学並びに盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊学校」という）の中学部の生徒 3割引

また、小学校及び特殊学校の小学校の児童については、小児通学定期旅客運賃の3割引とする。

(乗継割引定期旅客運賃)

第49条 旅客が当社線と旅客会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引定期旅客運賃とする。

(端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第50条 第28条第2項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

### 第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第51条 回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(3) 連絡回数旅客運賃は、別に定めることができる。



- (4) 第29条第2項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引  
 第29条第2項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

## 第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第52条 第30条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引く。

(1) 学生団体

ア 学生、生徒、児童及び幼児

(ア) 大人 5割

(イ) 小児 3割

イ 教職員、付添人及び旅行者 3割

(2) 普通団体・専用臨時団体

ア 取扱期別の第1期 1割

イ 取扱期別の第2期 1割5分

(3) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合においては、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第1期	1月 1日から 1月10日まで 3月 1日から 5月31日まで 7月 1日から 8月31日まで 10月 1日から10月31日まで 12月21日から12月31日まで
第2期	第1期以外の日

2 前項の規定によるほか、普通団体・専用臨時団体に対しては、団体旅客31人以上50人までのときは、うち1人、51人以上のときは、50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

3 前各項の取扱いは、第44条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

(団体旅客運賃の計算方法)

第53条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
  - (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
  - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。
- 2 前項第1号及び第2号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに割引額を差し引いて端数計算し、これを合計した額とする。
  - 3 前各項の計算方法は、第49条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

(実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第54条 第33条第2項の規定による条件により運送の引受けをした団体旅客の実際の乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際の乗車人員と責任人員に不足する人員（大人及び小児別に責任人員が定められているときは、大人及び小児別に不足する人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

- 2 大人及び小児別に責任人員が定められている場合において、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員について、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算した人員（その人員の合計に1人未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた人員。）を、不足人員から差し引いて計算する。

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算)

第55条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第37条の規定によるほか、旅客が第34条の規定により不乗車区間の旅客運賃を支払う場合においては、前後の区間及び当該不乗車区間の営業キロを通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体の団体旅客運賃は、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って計算する。

## 第4章 乗車券類の効力

### 第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

第56条 乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合は、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。

(乗車券類の効力の特例)

第57条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)

第58条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となった場合においては、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があつた場合においては、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第59条 旅客は、第57条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第60条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第61条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第57条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第62条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

## 第2節 乗車券類の効力

(有効期間)

第63条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日とする。

イ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券 1箇月、3箇月又は6箇月とする。

(3) 回数乗車券 3箇月とする。ただし、通学用割引普通回数乗車券については6箇月とする。

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第64条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第56条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、接続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

第65条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める場合を除く。

(1) 普通乗車券で営業キロが100km以内の場合

(2) 回数乗車券

(3) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(回数乗車券の同時使用)

第66条 大人用の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第57条の規定にかかわらず1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第67条 定期乗車券の利用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第68条 乗車券(往復乗車券又は回数乗車券にあつては、その使用する券片)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第141条の規程の取扱いを受けたとき。
- (3) 旅客が伝染病予防法第18条(明治30年法律第36号)によって途中で下車させられたとき又は鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第69条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効とし回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を当該割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第24条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項(途中下車印を含む。)をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第64条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第61条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造(擬装を含む。以下同じ。)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第70条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
  - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
  - (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
  - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
  - (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
  - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
  - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
  - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第71条の規定による証明書を携帯していないとき。
  - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
  - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券等の効力)

第71条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表

契 印	
証 明 書 No. _____	
下記の者は、当校 □□□□の学生（生徒） であることを証明する。	所属 部（科） 学年 第 学年（ 年度生） 氏名 _____（ 才） 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名
写 真	契 印
	代表者 職 印

6cm

8.5cm

裏

(注 意)
(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。





## 第5章 乗車券類の様式

### 第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第72条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

(乗車券類の様式の変更)

第73条 乗車券類の様式は、必要により変更することがある。

(字模様の印刷)

第74条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様を印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方法)

第75条 乗車券の有効区間については、次の各号に定める場合を除き、発駅名及び着駅名を旅客運賃の計算方法に従って表示する。

- (1) 普通乗車券にあつては、着駅名と金額をもって表示することがある。
- (2) 団体乗車券及び貸切乗車券の各旅行行程ごとの乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第76条 次の各号に掲げる旅客運賃の割引等を行う乗車券には、関係券片の表面（第6号に規定する記号については裏面）に当社の販売機器による印字又はゴム印の押印等により、当該各号に定める記号等の

表示を行う。ただし、第 6号に規定する記号については、これと異なる表示方をし又はこの表示を省略することがある。

- (1) 小児に対するもの（大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するものを含む。） 「小」
- (2) 旅客運賃を割引するもの 別表2、別表3に定めるとおり。
- (3) 旅客運賃を後払とするもの 「後払」又は「後」
- (4) 再交付するもの 「再」
- (5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの 「継続」
- (6) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの 「証第 号」

## 第 2 節 乗車券の様式

### 第 1 款 普通乗車券の様式

（片道乗車券の様式）

第77条 普通片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 窓口印刷発行機用

サイズ：タテ 5.75cm ×ヨコ8.5cm

裏面：エンコード



- (2) 自動券売機用

サイズ：タテ 3cm×ヨコ5.75cm（以下、自動券売機用について同じ。）

裏面：エンコード（以下、自動券売機用について同じ。）

ア 金額式



イ 着駅表示式



(往復乗車券の様式)

第78条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 窓口印刷発行機用



## 第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第79条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 窓口印刷発行機用  
ア 通勤定期乗車券



備考 裏面エンコード

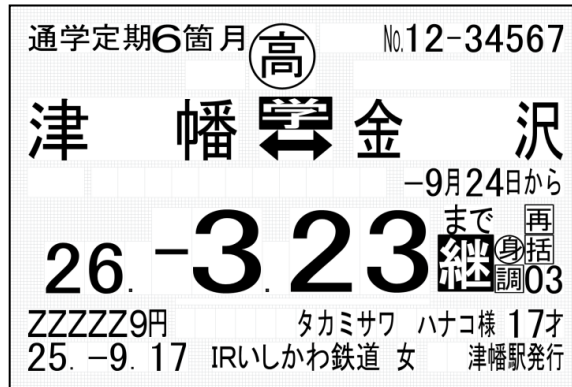
(定期券裏面案内文)

### 定期券使用上のご案内

1. 特急料金等特別の料金を必要とする列車に乘车される場合は、特急券等のほか乗車券をお求めください。
2. 券面区間内の普通列車の普通車に限りご利用になれます。
3. 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。  
なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。
4. 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
5. 列車等の運行休止により引き続き5日以上使用できなかった場合は有効期間の延長等の取扱いをいたします。
6. 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
  - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
  - (2) 券面表示事項を改変して使用されたとき
  - (3) 区間の連続しない他の乗車券類をあわせて使用し、その各券面に表示された区間と区間との間をそのまま乗車されたとき
7. 不要になった場合は、使用された月数（1箇月未満は1箇月に切上げ）相当の定期運賃と手数料とを差し引いた残額を払いもどしいたします。  
(払いもどし額がない場合もあります。)
8. 紛失された場合であっても、再発行の取扱いをいたしません。
9. 有効期間が切れた場合は直ちにお返しく下さい。

IR いしかわ鉄道株式会社

イ 通学定期乗車券



第3款 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第80条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 窓口印刷発行機用

ア 普通回数乗車券

第1券片～第10券片

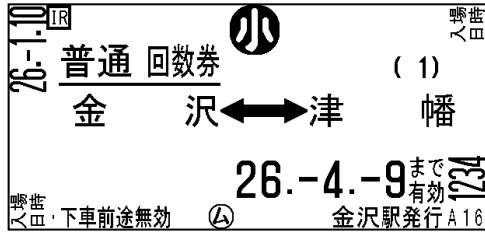


第11券片

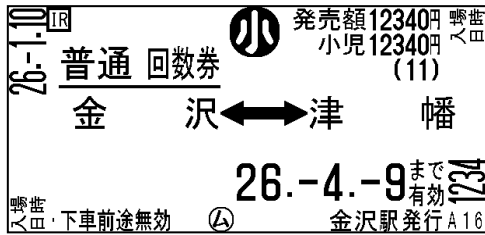


(2) 自動券売機用

第1券片～第10券片



第11券片



第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第81条 団体乗車券は、窓口印刷発行機で発行する次の様式とする。



備考 (1) 当該事項のみが印字される。

(2) 裏面には、次に定める「改札証明」を添付して発行する。



### 第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第82条 特別補充券は、この章の第1節から第2節までに規定する乗車券として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合において、その取扱いをした証として発行する。

(特別補充券の様式)

第83条 特別補充券の様式は、次に定めるとおりとする。

サイズ：縦12.5cm×横9.5(1.5+8.0) cm      50組＝1冊（甲乙2片制）

事由	1 片	2 往	3 自	甲																				
	道復特			額収額 Amount Received																				
原券	___月___日から		種別	号	円ゆき																			
	經由																							
收受又は変更区間	<table border="1"> <tr> <td colspan="4"> </td> <td>日間有効 Days Good for</td> </tr> <tr> <td colspan="5">經由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>								日間有効 Days Good for	經由					1	2	3			4	5	6		
					日間有効 Days Good for																			
經由																								
1	2	3																						
4	5	6																						
人員	大人 Adult	人	小児 Child	人	学割																			
接続																								
記事																								
	発売額計 円																							
平成___年___月___日 発行																								
(入鉄・途中下車印) { ② }																								

## 第6章 乗車券類の改札及び引渡し

### 第1節 通則

(乗車券類の改札)

第84条 乗車の目的で駅に入場し、又は駅から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの当該証明書等についても同様とする。



(乗車券類の引渡し)

第85条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合においては、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

## 第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第86条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第87条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第88条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検を受け旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第89条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第90条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

3 列車内における取扱いは、最近の駅員配置駅において取り扱うことがある。

(払いもどし請求権行使の期限)

第91条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

第92条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金を收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

## 第2節 乗車変更の取扱い

### 第1款 通則

(乗車変更の種類)

第93条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 普通乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合

乗車券変更

(2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合

ア 区間変更

イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第94条 乗車変更の取扱いは、その変更が開始される駅の属する券片に限って行う。ただし、第98条に規定する乗車券変更については変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第95条 区間等に制限のある割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第96条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間とする。

(別途乗車)

第97条 旅客が、乗車変更を請求した場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いを行わない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

## 第2款 旅行開始前又は使用開始前の

### 乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第98条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更（以下「乗車券変更」という。）することができる。

- 2 乗車券変更の取扱いを行う場合においては、変更前の乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。
- 3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合、原乗車券が割引のものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

### 第3款 旅行開始後又は使用開始後の

### 乗車変更の取扱い

#### (区間変更)

第99条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、当該着駅を超えた駅への変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

2 前項の場合において、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

#### (団体乗車券変更)

第100条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け1回に限って、区間変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。
- (2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃は、乗車区間に変更のない限り収受しない。

## 第3節 旅客の特殊取扱い

### 第1款 通則

#### (旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第101条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

#### (旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第102条 旅客は、第57条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(払いもどし手数料)

第103条 旅客は、当該乗車券類の払いもどしを請求する場合、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。ただし、列車の運行不能等、当社の責めに帰する事由により払いもどしする場合は、手数料を収受しない。

## 第2款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第104条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除き、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
- (3) 第69条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が、第69条第1項第6号の規定により無効となる2以上の回数乗車券で乗車したときは、当該各回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第69条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第105条 第70条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第70条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合は各定期乗車券の券面に示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(2) 第70第 1項第 6号に該当する場合であつて、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(3) 第70条第 1項第 6号に該当する場合であつて普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、乗車した区間に対する普通旅客運賃

2 前項の規定は、他の運輸機関等が発行した乗車証又は証明書等であつて、これを呈示すれば当該運輸機関等が運行する列車に乗車できるものを使用したときに準用する。この場合、当該乗車証等の効力が発生した日から、当該旅客の乗車駅からの区間を、毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法)

第106条 第 104条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗り換えたことが明らかになったときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金等の収受)

第107条 料金は、第105条の規定を準用する。

### 第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

第108条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第104条又は第106条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金のみを収受して、増運賃及び増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項ただし書き及び前項の規定は、旅客が、旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

第109条 前条の規定により普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類

を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類に対し払いもどし手数料を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。

ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときには、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱い)

第110条 旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第113条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を收受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

#### 第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし)

第111条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし)

第112条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券及び使用開始前の回数乗車券について準用する。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)

第113条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は払いもどし手数料を支払うほか、保証金を收受して発売した団体乗車券にあつては、保証金に相当する額を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合は、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし)

第114条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合、又は第57条の規定

により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合は、すでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第 111条の規定を準用する。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第115条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は1 箇月として計算する。

3 第1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1 箇月又は3 箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃の額
- (2) 使用経過月数が2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の2 倍の額
- (3) 使用経過月数が4 箇月のときは、3 箇月と1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5 箇月のときは、3 箇月と1 箇月の2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第116条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、連絡回数乗車券については、別に定めることができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のもの（第40条第4項に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く）であって、その割引が券面区間に対する片道普通旅客運賃を原回数券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3 第1 項及び第2 項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として20円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第117条 第114条の規定にかかわらず、旅客は、旅行開始後、次の各号の1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又はすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。



- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第118条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例)

第119条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

## 第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い)

第120条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び回数乗車券を使用する旅客は、第123条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)又は第119条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。なお、旅客はその原因が当社の責に帰すべき理由によるものであるか否かに関わらず、次の各号にの1に定める取扱いに限って請求することができる。次の各号の1以外の費用(運休・遅延に伴う宿泊費、バス・タクシー・新幹線等他交通機関の利用費用、その他発生する費用等)について、当社に請求を行うことはできない。

(1) 列車が運行不能となったとき

- ア 第121条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし
- イ 第122条に規定する有効期間の延長
- ウ 第123条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払いもどし
- エ 第125条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃・料金の払いもどし

- オ 第126条に規定する定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は運賃の払いもどし
  - (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたり目的地に出発する列車に接続を欠いた場合（接続を欠くことが確実な場合を含む。）又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実な場合を含む。）
    - ア 第121条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし
    - イ 第122条に規定する有効期間の延長
    - ウ 第123条に規定する無貨送還及び旅客運賃・料金の払いもどし
  - (3) 車両故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき
    - ア 第125条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし
    - イ 第126条に規定する有効期間の延長
- 2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に掲げる事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。ただし、当該乗車券・料金券が、有効期間内のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし）

第121条 前条第1項の規定により、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求した場合は、次の各号の定める払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。ただし、割引乗車券にあつては、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

(2) 特急料金券

特急料金券は全額とする。

（有効期間の延長）

第122条 第126条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合における乗車券・料金券の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、当該乗車券類を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券・料金券の有効期間とする。

ア 第122条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券・料金券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第122条第1項第2号及び同項第3号に規定する事由による場合は、1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたい場合、これを受け取るものとする。

- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱い)

第123条 第120条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券・料金券の券片に表示された発駅までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (3) 旅客が、前2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃・料金の払いもどしをする。

- (1) 発駅まで無賃送還のとき  
すでに収受した旅客運賃・料金の全額
- (2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
  - ア 原乗車券が無割引のものであるとき 途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
  - イ 原乗車券が割引のものであるとき 割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
- 3 第1項に規定する無賃送還を行った場合は、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第124条 第121条又は第123の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱い)

第125条 第120条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗車証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第126条 旅客は、第120条第1項の規定により定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は

旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第28条第2項の規定により端数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満の端数を1円に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、端数計算した額。

ア 有効期間が1箇月のもの 30日

イ 有効期間が3箇月のもの 90日

ウ 有効期間が6箇月のもの 180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数計算した額

## 第6章 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第127条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱い)

第128条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還途中で駅に下車したときは、誤って乗車した区間及びすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱い)

第129条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合において、その誤購入の事由が駅名の同一、類似、その他やむを得ないものと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

## 第8章 入場券

### (入場券の発売)

第130条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については第38条第1項の規定を準用する。

- (1) 大人
  - (2) 小児（大人又は小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）
- 2 入場券は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。
- 3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。
- 4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

### (入場券の種類及び料金)

第131条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人160円、小児80円とする。

### (入場券の効力)

- 第132条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限り、使用することができる。この場合、第130条第2項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。
- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りでない。

### (入場券が無効となる場合)

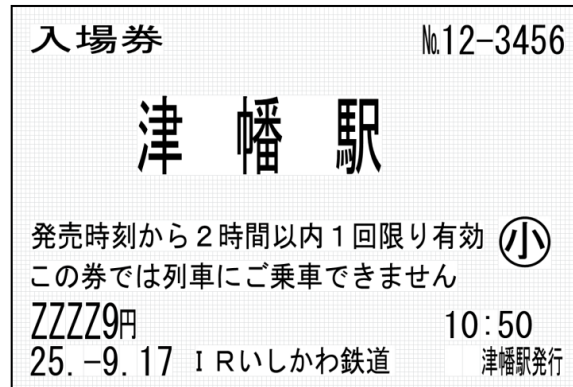
第133条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
  - (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
  - (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
  - (4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
  - (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

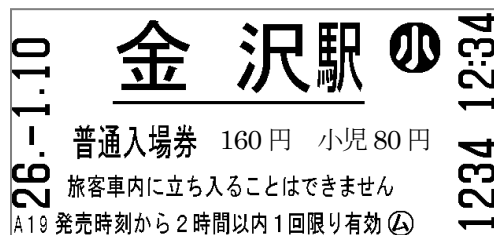
(入場券の様式)

第134条 入場券の様式は、次のとおりとする。

(1) 窓口印刷発行機用



(2) 自動券売機用



(入場券の改札及び引渡し)

第135条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入缺を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同様とする。

(無札入場者)

第136条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第133条第1項第1号から第3号及び第5号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第133条の規定による入場料金を収受する。また、第133条第1項第4号に該当する場合（同項第1号から第3号まで又は第5号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第133条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第135条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第137条 入場券を所持するものは、第7条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合以外は、入場料金の払いもどしはしない。

## 第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第138条 旅客は、第139条又は第140条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1)別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2)暖炉及びこん炉

(3)死体

(4)動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は身体障害者補助犬若しくは盲導犬を除く。）

(5)不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(6)車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第4号に定める適用除外の物品及び第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れでることなどがないう措置することとする。

2 旅客が手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第139条 次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大和が250cm以内で、その重量が30kg以内のものを無料手回り品として2個まで車内に持ち込ませることができる。ただし、2mを超える物品は車内に持ち込むことができない。

(1) 運動用具、娯楽用具又は楽器類であって、長さが制限を超えるときでも、専用の袋又はケースに収納したもので、かつ、立てて車両において携帯できる程度の長さであるとき

(2) 車イス（電動式は4輪に限る。）であって、容積又は総重量が制限を超えるときでも、その長さ及び高さが120センチメートル、幅が70センチメートル程度のものであるとき

2 前項のほか、旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等については、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び手回り品料金)

第140条 旅客は、前条第1項に規定する制限を超える物品であっても、別に定めるものについては、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って、これを持ち込むことができる。

2 旅客は、小犬、猫、鳩又はこれらに類する小動物（猛獣及び蛇の類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1)長さ70cm以内で、最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が、90cm程度の容器に収納したもので、かつ他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2)容器に収納した重量が10kg以内のもの

3 手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

(持込禁制品又は制限手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第141条 旅客が、第138条第1項ただし書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品は又は、第139条の規程による持込み制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ次の各号に定めるところにより料金及び増料金を収受する。

(1)第138条第1項ただし書き第1号から第5号までの規程による物品を持ち込んだときは、第140条第3項に規定する手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受する。

(2)前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだ場合は、第140条第3項に規定する手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において、旅客が第138条第1項ただし書に規定する車内に持ち込むことのできない物品又は第139条に規定する持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発券した場合においては、前項の規定を準用する。

(手回り品保管)

第142条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。



別表1 営業キロ程表

																		俱利伽羅
																	津幡	6.3
																森本	6.1	12.4
														東金沢	2.8	8.9	15.2	
													金沢	2.6	5.4	11.5	17.8	
												西金沢	3.7	6.3	9.1	15.2	21.5	
											野々市	2.4	6.1	8.7	11.5	17.6	23.9	
										松任	3.3	5.7	9.4	12.0	14.8	20.9	27.2	
									西松任	1.9	5.2	7.6	11.3	13.9	16.7	22.8	29.1	
								加賀笠間	2.5	4.4	7.7	10.1	13.8	16.4	19.2	25.3	31.6	
							美川	4.0	6.5	8.4	11.7	14.1	17.8	20.4	23.2	29.3	35.6	
						小舞子	1.8	5.8	8.3	10.2	13.5	15.9	19.6	22.2	25.0	31.1	37.4	
					能美根上	3.0	4.8	8.8	11.3	13.2	16.5	18.9	22.6	25.2	28.0	34.1	40.4	
				明峰	3.0	6.0	7.8	11.8	14.3	16.2	19.5	21.9	25.6	28.2	31.0	37.1	43.4	
			小松	2.8	5.8	8.8	10.6	14.6	17.1	19.0	22.3	24.7	28.4	31.0	33.8	39.9	46.2	
		粟津	5.8	8.6	11.6	14.6	16.4	20.4	22.9	24.8	28.1	30.5	34.2	36.8	39.6	45.7	52.0	
	動橋	4.9	10.7	13.5	16.5	19.5	21.3	25.3	27.8	29.7	33.0	35.4	39.1	41.7	44.5	50.6	56.9	
	加賀温泉	3.2	8.1	13.9	16.7	19.7	22.7	24.5	28.5	31.0	32.9	36.2	38.6	42.3	44.9	47.7	53.8	60.1
大聖寺	4.1	7.3	12.2	18.0	20.8	23.8	26.8	28.6	32.6	35.1	37.0	40.3	42.7	46.4	49.0	51.8	57.9	64.2

別表2 駅間運賃表

																		倶利伽羅													
																	津幡	230													
																森本	230	270													
															東金沢	160	230	370													
														金沢	160	220	270	370													
														西金沢	220	230	230	370	480												
														野々市	160	230	230	270	370	480											
														松任	220	220	230	270	270	480	580										
														西松任	160	220	230	270	270	370	480	580									
														加賀笠間	160	220	230	270	270	370	370	580	670								
														美川	220	230	230	270	270	370	480	480	580	780							
														小舞子	160	220	230	270	270	370	370	480	480	670	780						
														能美根上	160	220	230	270	270	370	370	480	580	580	670	880					
														明峰	160	220	230	270	270	370	370	480	580	580	670	780	880				
														小松	160	220	230	270	270	370	370	480	480	580	670	670	780	980			
														栗津	220	230	270	270	370	370	480	480	480	580	670	670	780	780	980	1,130	
														動橋	220	270	270	370	370	480	480	580	580	580	670	780	780	880	880	1,130	1,130
														加賀温泉	220	230	270	370	370	480	480	580	670	670	780	780	880	880	980	1,130	1,330
大聖寺	220	230	270	370	480	480	580	580	670	780	780	880	880	980	980	1,130	1,130	1,330													











## 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

○ 第40条第1項の割引額は、表中に定める割引率をもって計算する。

割引種別	割引運賃の種類	発売条件	
1 被救護者割引  <b>【券面の割引表示】</b> 被救護者用「救」 付添人用「添」	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第6号。)第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、被救護者旅客運賃割引証を提出した場合に発売する。 (2) 旅客運賃割引証1枚について1人1回に限る。 (3) 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人をつけることができる。(この場合は、被救護者が往路用の片道乗車券であっても、付添人に対しては往復乗車券を発売できる。)	5割引
2 身体障害者割引  <b>【券面の割引表示】</b> ○単独の場合 「身」 ○介護者付の場合 身体障害者本人用「障」 介護者用 「介」  <b>【介護者】</b> 係員が介護能力があると認められる者  <b>【取扱区間】</b> 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。  <b>【払いもどし】</b> 介護者に対して発売した乗車券の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。  <b>【手帳の携帯】</b>	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者が介護者(1人を限度)とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注) 身体障害者手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。	
	定期旅客運賃	(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者(1人を限度)とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 ※通学定期乗車券にゆいては、高校・中学・小学に適用する割引との重複割引は行いません。 (注) 身体障害者手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。	5割引



<p>身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</p>	<p>普通回数旅客運賃</p>	<p>(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。  (2) 第1種身体障害者が介護者（1人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。  (注) 身体障害者手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	
<p>3 知的障害者割引</p> <p><b>【券面の割引表示】</b>  ○単独の場合 「療」  ○介護者付の場合  知的障害者本人用 「育」  介護者用 「護」</p> <p><b>【介護者】</b>  係員が介護能力があると認められる者</p> <p><b>【取扱区間】</b>  知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。</p> <p><b>【払いもどし】</b>  介護者に対して発売した乗車券を払もどしする場合は、知的障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。</p> <p><b>【手帳の携帯】</b>  知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</p>	<p>普通旅客運賃 (片道、往復)</p>	<p>(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。  (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。  (注) 療育手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	<p>5割引</p>
	<p>定期旅客運賃</p>	<p>(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示し、かつ、適宜な申込書を提出した場合に発売する。  (2) 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。  (注) 療育手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	
	<p>普通回数旅客運賃</p>	<p>(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。  (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。  (注) 療育手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	
<p>4 精神障害者割引</p> <p><b>【券面の割引表示】</b>  ○単独の場合 「健」  ○介護者付の場合  精神障害者本人用 「福」  介護者用 「付」</p> <p><b>【介護者】</b>  係員が介護能力があると認められる者</p>	<p>普通旅客運賃 (片道、往復)</p>	<p>(1) 1級から3級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳(表紙の記載は「障害者手帳」)を呈示した場合に発売する。  (2) 1級精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。  (注) 精神障害者保健福祉手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	

<p><b>【取扱区間】</b> 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。 精神障害者が旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、取扱わない。</p> <p><b>【払いもどし】</b> 介護者に対して発売した乗車券を払もどしする場合は、知的障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。</p> <p><b>【手帳の携帯】</b> 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならぬ。</p>	<p>定期旅客運賃</p>	<p>(1) 1級から3級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 1級精神障害者及び12才未満の2級及び3級精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 (注) 精神障害者保健福祉手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	<p>5割引</p>
<p>5 割引の定期乗車券</p> <p><b>【券面の割引表示】</b> 第1号「中・学」 第2号「小・学」 第3・4号「高・学」 第5号「養」</p>	<p>普通回数旅客運賃</p>	<p>(1) 1級から3級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 1級精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注) 精神障害者保健福祉手帳の確認は、マイナポータルを連携したミライロID(スマートホン画面)の確認に代えることができる。</p>	<p>3割引 3割引 1割引 1割引 1割引</p>
<p>6 特定者用定期乗車券</p> <p><b>【券面の割引表示】</b> 「保」</p>	<p>通勤定期旅客運賃</p>	<p>(1) 被保護世帯に属するものが、特定者資格証明書を提示した場合に発売する。 (2) 取扱区間は、当社線各駅相互間とする。</p>	<p>3割引</p>
<p>7 通学用割引普通回数乗車券（通信教育用）</p> <p><b>【券面の割引表示】</b> 「学」</p>	<p>普通回数旅客運賃（大人のみ）</p>	<p>通信教育を行う次の学生又は生徒が、面接授業又は試験のため、当社線の区間を同じくして乗車する場合で、その指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合は、当該指定学校の最寄り駅までの区間について発売する。 (1) 放送大学学園法（昭和56年法律第80号）第20条の規定により設置された大学の学生 (2) 通信教育を行う高等学校の生徒</p>	<p>2割引 5割引</p>

別表 4

## 危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物 品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量 が1キログラム以内 のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする 火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩 を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によつて 発火するおそれのない 容器に収納した400 個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそ う入し、又は振動・衝 撃等によつて発火す るおそれのない容器 に収納した200個以内 (競技用の口径0.22イ ンチ以内のライフル 銃用実包又は拳銃用 実包にあつては800個 以内) のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそ う入し、又は振動・衝 撃等によつて発火す るおそれのない容器 に収納した200個以内 のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によつて 発火するおそれのない 容器に収納した400 個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
煙火	—					
がん具煙火	がん具煙火(おもちゃ 花火、発炎筒*)、競 技用紙雷管及びその 他のがん具用軽火工 品	容器・荷造とも重量 が1キログラム以内 のもの				
競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)						

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火工品	導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類		—
		その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラツカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目		—
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜ニチオン酸ナトリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発火性の物	その他発火性の物	—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの
			—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
—	アセトン	ネイルリムーバー*				
—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*				
—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*				
—	松根油	絵具用溶剤*				
—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*				
—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*				
—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの			
—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*				
—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*				
3	引火性の物	可燃性液体	—	揮発油		—
			—	ソルベントナфта		—
			—	コールタール軽油		—
			—	ベンゼン（ベンゾール）		—
			—	トルエン（トルオール）		—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）		—
			—	二硫化炭素		—
			—	酢酸ビニルモノマ		—
			—	エーテル		—
			—	クロロシラン		—
			—	アセトアルデヒド		—
			—	パラアルデヒド		—
			—	ジエチルアルミニウム		—
			—	モノメチルアミン		—
			—	トリメチルアミンの水溶液		—
			—	ジメチルアミン		—
			—	ピリジン		—
			—	酢酸アルミ		—
			—	酢酸エチル		—
			—	酢酸メチル		—
			—	義酸エチル		—
			—	プロピルアルコール		—
			—	ビニルメチルエーテル		—
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）		—
			—	酢酸ブチル		—
			—	フーゼル油		—
			—	灯油（石油）		—
			—	軽油（ガス油）		—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）		—
			—	ガソリン		—
—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）		—			
—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）		—			
—	エチルエーテル		—			

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ベンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
			一酸化炭素ガス	—		
			石炭ガス	—		
			水性ガス	—		
			空気ガス	—		
			アンモニアガス	—		
			塩素ガス	—		
			亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—		
			ホスゲンガス	—		
			アルゴン	—		
			エタン	—		
		エチレン	—			
		メタン	—			
		その他の圧縮ガス及びその製品	—			
		液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	
			液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			フロン—12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*		
			フロン—22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*		
			ブタン	ライター、カセットガスボンベ*		
			液体空気	—		
			液体窒素	—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体酸素		—
				液体アンモニア		—
				液体塩素		—
				液体亜硫酸		—
				液化シアン化水素（液体青酸）		—
				塩化エチル		—
				塩化メチル（メチルクロライド）		—
				液化酸化エチレン		—
				塩化ビニルモノマ		—
				液体メタン		—
				その他の液化ガス及びその製品		—
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）		—
			—	塩素酸カリウム		—
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）		—
			—	塩素酸カルシウム		—
			—	塩素酸ストロンチウム		—
			—	塩素酸アンモニウム		—
			—	その他の塩素酸塩類		—
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）		—
			—	過塩素酸カリウム		—
			—	過塩素酸ナトリウム		—
			—	その他の過塩素酸塩類		—
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）		—
			—	過酸化カルシウム		—
			—	過酸化マグネシウム		—
			—	過酸化バリウム		—
			—	過酸化亜鉛		—
			—	過酸化カリウム		—
			—	その他の無機過酸化物		—
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）		—
			—	硝酸ナトリウム		—
			—	その他の硝酸塩類		—
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類		—
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）		—
			—	その他の次亜塩素酸塩類		—
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム		—
—	過硫酸カリウム			—		
—	過硫酸ナトリウム			—		
—	三酸化クローム（無水クロム酸）			—		
—	その他の酸化性の物及び製品			—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
			—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*					
—	硝酸	—					
—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—					
—	沸化水素酸	—					
—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—					
—	フェロンシリコン	—					
—	塩化硫黄	—					
—	クロロピクリン	—					
—	四エチル鉛	—					
—	クロロホルム	—					
—	臭素（ブロム）	—					
—	ホルマリン	—					
—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—					
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
			農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
				—	除虫菊剤		
				—	燐剤		
				—	DN剤		
				—	燻蒸剤		
				—	殺鼠剤		
				—	除草剤		
				—	展着剤		
				—	銅剤		
				—	水銀剤		
				—	ホルマリン剤		
				—	ジネブ剤		
				—	石灰剤		
		—		砒素剤			
		—		ニコチン剤			
		—		デリス剤			
		—	BHC剤				
		—	DDT剤				
		—	鉱油剤				
—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの						
	その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの		



品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	その他 危険物	—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量 が3キログラム以内 のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。